

令和7年度 室戸市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は高知県の南東部に位置しており、総面積約 248 km²の大部分を山林が占めていることから、海岸線沿いのわずかな平野部から中山間部にかけて集落が点在している。このような立地・自然的条件のもと、農業については全耕地面積の7割を水田が占めており、営農形態を大きく分けると東部では水稻、西部では施設野菜、海岸段丘地帯では露地野菜が中心となっている。代表的な営農形態や品目はあるものの、各地で生産されている作物は多種多様であり、本市の農業の魅力となっている。

一方、山林面積が大きいことから中山間部のほ場が多く、不整形で集約化されていない狭隘な農地が多くなっている。また、平野部においても農地の基盤整備が全く進んでいないことから、営農条件が悪い状況となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市は、海岸沿いのわずかな平野部から中山間部にかけて集落が点在している。そのため、他の地域と比べても温暖な気候のため高収益作物の栽培に適した環境が整っている。しかし、台風などの自然災害が多く、施設栽培に厳しい環境であるが、西部の平野部を中心に、ナス、ピーマン、キュウリの施設栽培が盛んであり、単価に関しても例年安定しており、また、指導農業士やサポートハウスなどの新規就農者の受け入れ態勢も充実している。また、西部の中山間部では甘藷の露地栽培が盛んであり、ブランド化が確立されている。今後においては、ふるさと納税返礼品を中心として有利販売にむけた販売戦略を継続的に進めていき収益力強化に向けて取り組んでいく。

よって今後は平野部ではナス、ピーマン、キュウリの施設栽培、中山間部では甘藷の露地栽培を中心とした高収益作物の推進をしていきたいと考えている。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

中山間地域に該当しており、中山間部ほ場が多く、不整形で集約化もされていない農地が多いのが現状である。また、平野部においても農地の基盤が全く進んでいない。そして、景観維持や高齢化の観点から、比較的労働力の少ない、水田での水稻栽培が本市では高く推移している。

畑地化を進めていくには、基盤整備を行っていく必要となってくるが、現状ほ場整備率が他の市町村と比べて圧倒的に進んでいない。要因として水田地域を中心として農地の集約をする担い手が不足していることが課題になっており、担い手確保、育成に務めるとともに、畑地化を含め産地として地域の実情に応じた水田の有効利用を図る。

そして、水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか等の点検をするため、毎年行っている現地での作付け確認と昨年の作付け

確認を照らし合わせて畑作物のみを継続して行っている場合は、営農計画書に継続年数を記載し本人に意向確認を行っていく。そして、意向をふまえつつ水稻と地域にあった品目のブロックローテーション体系の構築を図る。

4 作物ごとの取組方針等

約 471ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。また、高齢農家の増加が著しい中で、各種補助金制度を活用し、人材確保・育成や所得向上に取り組み、地域農業の維持発展を目指す。

（１）主食用米

需要に応じた生産を進めるとともに、海洋深層水等の地域資源を活用したブランド米への取組を推進し、付加価値向上を図る。また、コスト低減や省力化のためにも集落営農組織等、集落ぐるみの米作りを目指す。

（２）非主食用米

ア WCS 用稲

市内の畜産農家に対してWCS用稲の積極的な利用を働きかけるとともに、耕蓄連携による取組を推進していく。

（３）麦、飼料作物

麦については、土地利用型作物として重要な品目であり、国内での需要も高まっているが、天候不順等により、収量、品質が不安定となりやすい状況であることから、適地を中心とした作付けの推進を図る。

飼料作物については、令和６年度における取組農家は、畜産農家を中心に１０戸であり、自家利用や市内畜産農家への供給が行われている。本市の畜産業は、農家戸数は少ないものの、高知県の特産畜産物である土佐褐毛牛を中心に経営が行われている。しかし、本市において生産される飼料作物のみでは不足している状態であり、また畜産農家が購入している飼料用作物の価格が高騰し続けている。そのため、市内飼料作物の生産量を増加させるために作付面積の拡大に係る経費の一部を支援することで、畜産農家の生産コスト減少や農地の有効活用の観点から飼料作物の栽培・供給を推進していく。

（４）そば

そばについては生産条件等から取組はわずかであるが、多様な水田活用品目の一つとして取組を支援していく。

（５）高収益作物（園芸作物等）

本市では多種多様な野菜が生産されているが、中でもナス・ピーマン・キュウリの３品目は、従前より本市の基幹作物であると同時に、天敵製剤の利用等環境保全型農業による減農薬栽培を先進的に実施している品目である。さらに、トレーサビリティ環境の確保等、産地全体での取組を行っている。そして、新規就農者又は後継者が少しずつ増えており、産地としても今後の発展が見込まれる。露地栽培に関して、甘藷では、病

害虫の防除等に支援を行い、作付面積の拡大、品質向上に務めブランド力を活かした有利販売で所得向上を図る。これら4品目を筆頭に、広く支援を行い、新規就農者の生産技術向上、良質品の安定生産や作付面積の拡大、所得向上を図る。

また、流通構造の見直し等の合理化への取組に対しても支援を行い、営農環境の改善を目指す。

ア ナス・ピーマン・キュウリ

継続して実施している活動は引き続き支援を行い、安定した生産性、生産技術向上による品質の高位平準化に取り組む。また、産地交付金を活用し、生産者の意欲向上を図るとともに、各消費地における販売促進活動等を推進し、県内外での認知度向上に努め、地域特産野菜としての地位確立を目指す。

イ 甘藷

甘藷については、ナス・ピーマン・キュウリに続いて本市の主要な品目であるが、高齢農家が増加している現状から、担い手農業者等の意欲向上を図るとともに、産地交付金を活用し病害虫防除に支援を行い、作付面積の拡大に努め、地元のブランド力を活かした販売促進活動等を推進し、ナス・ピーマン・キュウリに続く地域特産野菜としての地位確立を目指す。

ウ その他野菜

その他の多種多様な野菜は、コロナウイルス感染症が5類に移行したため、全国的に旅行需要が増加し道の駅を含めた野菜の直販所等に立ち寄る機会が増え、そこで販売されているさまざまな野菜の需要が高まっていることから、各地域の営農環境や圃場条件に適した作物の作付けを進めることで供給の安定を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ 7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度 (R6) 作付 面積等		当年度 (R7) の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	229	0	229	0	220	0
飼料用米	0	0	0	0	0.4	0
WCS用稲	3.6	0	5.0	0	6.0	0
麦	0	0	0	0	0	0
飼料作物	12.1	0	13.5	0	14.5	0.0
そば	0.1	0	0.3	0	0.6	0
高収益作物	22.0	0	27.6	0.1	28.6	0.1
・ 野菜	22.0	0	27.6	0.1	28.6	0.1
ナス・ピーマン・キュウリ	5.2	0	7.1	0	7.2	0
甘藷	10.3	0	12.5	0	12.6	0
その他野菜	6.5	0	8	0.1	8.8	0.1
畑地化	0	0	0	0	0	0

別紙

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	ナス、ピーマン、キュウリ	地域振興作物（ナス、ピーマン、 キュウリ）に対する助成	作付面積	（6年度） 5.2ha	（8年度） 7.2ha
2	甘藷	地域振興作物（甘藷）に対する助成	作付面積	（6年度） 10.3ha	（8年度） 12.6ha
3	その他野菜 （注1）	地域振興作物（その他）に対する助 成	作付面積	（6年度） 6.5ha	（8年度） 8.1ha
4	飼料作物	面的集積に対する加算	作付面積	－	（8年度） 14.5ha

（注1） アザミ、オクラ、ショウガ、ニンニク、マコモダケ、トマト、シシトウ、キャベツ、カボチャ、ジャガイモ、タイモ
ヤマイモ、サトイモ、落花生、エンドウ、ラッキョウ、ダイコン、スイカ、ニラ、ニンジン

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

別紙

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:高知県

協議会名:室戸市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物(ナス、ピーマン、キュウリ)に対する助成	1	9,000-	ナス、ピーマン、キュウリ	出荷、販売することが目的として作付け、肥培管理をしている
2	地域振興作物(甘藷)に対する助成	1	6,000-	甘藷	出荷、販売することが目的として作付け、肥培管理をしている
3	地域振興作物(その他)に対する助成	1	6,000	アザミ、オクラ、ショウガ、ニンニク、マコモダケ、トマト、シシトウ、キャベツ、カボチャ、ジャガイモ、タイモ、ヤマイモ、サトイモ、落花生、エンドウ、ラッキョウ、ダイコン、スイカ、ニラ、ニンジン	出荷、販売することが目的として作付け、肥培管理をしている
4-1	面的集積に対する加算	1	4,000	飼料作物（基幹作）	利用協定及び自家使用計画の策定
4-2	面的集積に対する加算	1	8,000	飼料作物（基幹作）	利用協定及び自家使用計画の策定

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。